

公益財団法人大倉精神文化研究所における公的研究費の使用に関する行動規範

制定 平成27年4月1日

最新改正 令和4年9月1日

公益財団法人大倉精神文化研究所（以下「財団」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」及び公益財団法人大倉精神文化研究所における公的研究費取扱要綱（平成27年4月1日制定、令和4年9月1日改正、以下「要綱」という。）第9条第1項に基づき、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等の公的機関から配分される競争的資金（以下、「公的研究費」という。）の運営・管理に関わる全ての構成員（役員、評議員、固有職員、嘱託職員及び財団の業務を受託した者）の公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

財団の構成員は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、以下に掲げる事項を誠実に実行しなければならない。

- (1) 構成員は、公的研究費の原資が国民の税金で賄われていることを自覚し、公正かつ効率的に執行しなければならない。
- (2) 構成員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び財団が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。
- (3) 構成員は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- (4) 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- (5) 構成員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- (6) 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、公的研究費の使用及び事務処理手続に関する規定の理解に努めなければならない。

以上